

---

令和3年 6 月 宇美町議会定例会会議録（第4日）

令和3年6月10日（木曜日）

---

提出された案件は次のとおり

日程第1 一般質問

追加日程第一 報告第2号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めること及び和解に関すること）

追加日程第二 発議第5号 宇美町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について

日程第2 閉会中の所管事務調査について

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

追加日程第一 報告第2号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めること及び和解に関すること）

追加日程第二 発議第5号 宇美町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について

日程第2 閉会中の所管事務調査について

---

出席議員（12名）

1 番 丸山 康夫	2 番 平野 龍彦
3 番 安川 繁典	4 番 藤木 泰
5 番 入江 政行	6 番 吉原 秀信
8 番 黒川 悟	10 番 小林 征男
11 番 飛賀 貴夫	12 番 白水 英至
13 番 南里 正秀	14 番 古賀ひろ子

---

欠席議員（1名）

9 番 脇田 義政

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 安川 茂伸

書記 太田 美和

書記 中山 直子

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	木原 忠	副町長	……………	高場 英信
教育長	……………	佐々木壮一朗	総務課長	……………	佐伯 剛美
危機管理課長	……………	藤木 義和	財政課長	……………	中西 敏光
まちづくり課長	……………	原田 和幸	税務課長	……………	松田 博幸
会計課長	……………	瓦田 浩一	住民課長	……………	八島 勝行
健康福祉課長	……………	尾上 靖子	環境農林課長	……………	工藤 正人
管財課長	……………	矢野 量久	都市整備課長	……………	安川 忠行
上下水道課長	……………	藤井 則昭	学校教育課長	……………	川畑 廣典
社会教育課長	……………	飯西 美咲	こどもみらい課長	……………	太田 一男

---

10時00分開議

○議会事務局長（安川茂伸君） 起立願います。礼。おはようございます。着席願います。

お手元に本日の議事日程第4号をお配りしておりますので、御確認を願います。

○議長（古賀ひろ子君） 改めまして、おはようございます。本日の会議を開きます。

欠席届が9番、脇田議員から出ておりますので、御報告いたします。

お諮りします。本日までに、専決処分の報告1件、発議1件を受理していますので、追加議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。以上2件を追加議題とすることに決定いたしました。

なお、本日の議事日程に上げています。

---

日程第1. 一般質問

○議長（古賀ひろ子君） 日程第1、一般質問に入ります。

通告順に従って質問をお願いします。

通告番号5番。8番、黒川議員。

○8番（黒川 悟君） 皆さん、おはようございます。8番、黒川悟でございます。本定例会最後の一般質問者になります。どうぞよろしく願いいたします。

まず初めに、5月12日より3回目の緊急事態宣言となり、今も続いています。終息が見えない新型コロナウイルス感染症に対し、医療従事者をはじめ執行部の皆さん、職員の皆さんには、日々の感染症の対策の取組の御苦勞に対し、大変感謝申し上げます。

接種券が届き、予約が始まったときには混乱もありましたが、5月6日より、入院施設及び高齢者施設からのワクチン接種も順次始まり、今現在では、順調に行われているように思います。1日でも早くコロナ禍が終息し、もとの生活に戻ることを願い、質問に入ります。

本6月定例会では、都市計画用途地域等の見直しの進捗について、順次質問をまいります。

宇美町都市計画マスタープランに、住宅地開発によって整備された低層住宅地や中高層住宅地の良好な住環境の保全、重要地方道筑紫野古賀線沿道などの生活拠点の近隣住民の日常的生活を支える生活利便施設の立地誘導、用途地域未指定箇所の指定などを推進し、めり張りのある土地利用の実現とあります。

また、障子岳南の工業集積地では、周辺と調和した操業環境を維持し、併せて、本町の産業振興に寄与する利用可能な土地の選定を検討するとあり、用途の混在を防ぐことを目的とする都市づくり構想が立てられているものだと思います。大枠として、住居、商業、工業などの土地利用を定めるもので、13の用途地域がある中で、当町では、9つの用途地域の指定があります。

今回、この質問は、当町の用途地域は、住宅地でありながら、指定がされていない箇所が見受けられ、そのことにより、住宅以外の工業建設や迷惑施設等の立地がしやすい状況があり、近隣住民の良好な住環境を損なうおそれが生じることを懸念され、早急の用途地域見直しについての進捗が主な質問になります。

特に障子岳地区に関しましては、住宅地域でありながら、いまだ用途地域未指定箇所の地域が多くあります。障子岳地区、砥石場、吉の浦、山の内などなのですが、また、一本松周辺も用途地域が未指定箇所になっております。

平成30年9月議会で、用途地域見直しの状況について質問いたしました。そのときの答弁が、現在、都市計画マスタープランに基づき、用途地域指定区域外土地利用方針検討業務を実施している。今後は土地利用抑制の対象となる皆様に説明を行い、意見を参考にしながら検討を行うという答弁でございました。

まず最初に、今日までの用途地域見直し計画の進捗の状況を答弁求めます。

○議長（古賀ひろ子君） 安川都市整備課長。

○都市整備課長（安川忠行君） 失礼いたします。

令和元年度に用途地域指定区域外におけます新たな用途地域等の計画案を作成しまして、有識者による懇談会まで終了をしております。前年度に予定しておりましたこの計画案に基づいた関係者の説明会を開催するように予定しておりましたが、コロナ禍の影響で見送っているような状

況でございます。

今年度はコロナ禍の状況を見極めながら関係者説明会を開催し、御意見等をいただきながら、見直し検討案を進め、各法定手続を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（古賀ひろ子君） 黒川議員。

○8番（黒川 悟君） 令和元年に新たな用途地域の見直し計画案を作成し、有権者による懇談会までは終了しているということでありました。

前年度に予定していた計画案に関する関係者説明会の開催は、当然、コロナ禍でできなかったんだろうと思いますが、決定するまでには、少し時間が、やっぱりかかりそうな気がします。

見直しをするまでの一連の流れがあると思うんですけども、都市計画法による都道府県は、都市計画区域において、概ね5年ごとに都市計画に関する基礎調査を行うとありますが、それを受け、市町村はどのような方向性で取り組んでいるのか。当町の都市計画に関する基本的な方針を教えてください。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○都市整備課長（安川忠行君） 都市計画法第18条の2で規定をしております市町村の都市計画に関する基本的な方針につきましては、当町では、都市計画マスタープランということになります。町と住民の方々と今後、まちづくりの方向性を共有するために、住民の方々の意見を反映させて策定した将来に向かっての町の基本方針であります。かつ、私ども行政の行動指針でもございます。

この都市計画マスタープランの内容については、概ね、20年後を目標に策定しておりますが、議員おっしゃるように、5年ごとに都市計画基礎調査を実施しております。この調査を参考としまして現在、都市計画マスタープランを基本として、用途地域の見直しを行っているというような状況でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 黒川議員。

○8番（黒川 悟君） 都市計画マスタープランについて、概ね20年先を見据えての策定、それから5年ごとに都市計画基礎調査を実施して、現在、用途地域の見直しを行っている。

直近では、平成30年に行ったと今、答弁いただいたんですけども、今日まで、都市計画マスタープランに基づき用途地域の見直しが、基本どおりに今まで行われてきたのかということ、どうなんですか。今まで、基本どおりに行われてきたんでしょうか。いかがでしょう。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○都市整備課長（安川忠行君） 平成27年の3月に宇美町のマスタープランを作成しまして、その後、平成28、29年には用途地域の見直しの業務の委託を行って、平成30年の6月には、平和一丁目とか都市計画道路の宇美線の一部とかを、随時、変更見直しを行ってきたところござ

ざいます。

○議長（古賀ひろ子君） 黒川議員。

○8番（黒川 悟君） じゃあ、基本どおりに見直しが行われているということで理解いたします。

次に、住宅地域でありながら、いまだ、用途地域未指定箇所の地域があります。先ほど言いました障子岳地域ですね。今まで長年、用途地域が未指定であったわけですが、その理由も含めて答弁を求めます。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○都市整備課長（安川忠行君） 宇美町におきまして、住宅地を形成しています地域において、用途地域を指定していない箇所につきましては、先ほど、議員が御質問のとおり、幾つかございます。

確かに、その箇所に住宅系の用途を指定することによって、住宅地としての環境及び利便性の向上につながるということになると思われます。また、その反面、用途地域を指定しないことによって、宇美町の都市としての発展を促すため、その地域での土地利用目的の選択肢を広げることができ、また、土地開発における建物用途等の規制緩和ができることも挙げられます。

この二面性がございまして、どちらを優先するべきか、これまでいろいろと検討してきたところでありますが、平成27年の3月に策定しました都市計画マスタープランでは、住宅地においては、基本的には住宅系の用途を指定するとの方向性になりましたので、現在、そこに向けて、それぞれの地域の見直しを進めているところでございます。

ここで、都市計画の見直しを行うに当たりまして、特に、留意しなければいけないのが、未指定箇所におきます用途地域を指定する場合、その地域の所有者に対して、土地の利用に関する規制が必ず発生するというところでございます。

これは用途によって、土地の所有者でも利用ができない場合があるということでありまして、私権の制限ということになります。そのため、見直しにつきましては、どのエリアを対象にするか、どのような内容にするか、また、その内容をはっきりと関係者に説明し、合意形成及び理解を得ることが必要になると思っております。

○議長（古賀ひろ子君） 黒川議員。

○8番（黒川 悟君） 当然、今、答弁いただいたとおり、用途地域を指定することによって、やはりメリット、デメリットが生じるのも当然あると思えます。

特に、用途地域を指定することによって、所有者に対して土地の利用規制がかかり、用途によっては、所有者であっても利用できない場合も出てきます。当然、関係者に説明し、合意を得ることが必須であると理解しております。

御存じのとおり砥石場の住宅地、この隣接地で工場建設が今現在行われております。近隣の住

民の方と、造成の工事の当初からトラブルが頻繁にあったのは御存じだと思います。

当然、住民と業者との問題であり、業者が近隣住民に対し特段の、やはり配慮をすることは当然であります。今現在も上物の建設が行われていますが、騒音に対しては、かなり配慮がされているように思います。

住宅地に工場が建つことに対しては、なかなか歓迎することは難しいと思いますし、隣接していれば、特に気になると思います。当然、用途地域の指定があれば、このようなトラブルもなかったのではないかと思います。担当の見解を求めます。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○都市整備課長（安川忠行君） 議員御指摘の砥石場地区の工業建設の件ということでございますが、例えば、仮に住宅系の用途を指定していれば、建築基準法では50平米を超える工場は一切建設できないということになりますので、結果としては、工場は建設できない状況になります。そのため、トラブルは発生しなかったということが推測されます。

しかしながら、繰り返しになりますが、用途地域を指定する、しないにおきまして、先ほどの説明、二面性、2つの面がありますので、どうしても土地所有者の理解も必要であります。そのため今後、町としましては、その点を十分、検討考慮しながらも都市計画マスタープランに基づき、整備、用途を張りつけていくというふうに、都市計画マスタープランに基づいて、事務を進めていくというところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 黒川議員。

○8番（黒川 悟君） 障子岳地区には一本松もありますし、現在、一本松の公園もトイレが特にきれいになり、利用者が大変増えております。当町も整備に力を入れていると思います。

以前、障子岳地区でチップ工場が進出するという行為がありました。そのときは、住民の反対によって工場建設が断念されましたが、今後の計画には、特定用途制限地域に設定され迷惑施設となる工場や、当然、産業廃棄物処理施設などの抑制も行われると計画に盛り込まれているようですが、行為が行われる前に早急に用途の整備が必要だと感じております。

令和元年度に宇美町都市計画用途地域等計画案が提案されました。しかしながら、コロナ禍の影響で、協議が進んでいないと前段でお答えいただきましたが、この用途地域計画案についての概要を教えてくださいたいんですが、よろしく願います。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○都市整備課長（安川忠行君） 概要としましては、宇美町の都市計画区域、約2,150ヘクタール、そのうち用途を指定している区域と保安林等を除いた約350ヘクタールについて、都市計画マスタープランの土地利用方針に基づき、用途地域等を新たに指定をしていくものでございます。

また、今回見直しでは、郊外の大規模集客施設や周辺の環境に影響を及ぼすおそれがある建物の立地についても制限をしていく予定でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 黒川議員。

○8番（黒川 悟君） 用途地域を指定している区域と保安林を除いた約350ヘクタールについての都市計画マスタープランの土地利用に基づき用途地域を指定し、郊外で大規模集客施設や周囲の環境に影響を及ぼすおそれがある建物の立地についても制限ができ、企業誘致を行う環境が整うことで、住宅地域でのトラブル解消につながることを期待できると思います。

当然、350ヘクタールの計画が一気に進むとは思いませんが、今現在も、コロナ禍にあります。この状況でいくと、用途地域決定までのスケジュールが少し遅れそうに思いますが、どのようなスケジュールを想定してありますか。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○都市整備課長（安川忠行君） 今後は、コロナ禍の状況を見極めながら、校区コミュニティごとに関係者説明会を開催していきます。その後、いただいた意見を反映した書類等を作成しまして、懇談会や都市計画審議会、また公告、縦覧等、都市計画法の法定手続を行うということになります。

一連の手続完了、決定の時期としましては、説明会が終了して、概ね1年ぐらいかかるということに予定をしております。

○議長（古賀ひろ子君） 黒川議員。

○8番（黒川 悟君） 次に、用途地域は良好な都市環境を形成することを目的としております。

宇美町環境基本条例に、「地域性豊かな景観及び居住環境を形成することにより、潤いと安らぎのある良好な都市環境を創造すること」とありますが、良好な住環境を目指す観点からすると一環するところがあります。担当課の見解をお願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○都市整備課長（安川忠行君） 宇美町の環境基本条例の目的達成におきましては、用途地域の整備は必要不可欠な施策の1つでありまして、一環することは確かにあると考えております。

例として、用途地域により、住宅地、工業地、商業地など、それぞれに合った環境が守られることになるため、例えば、宇美町の環境条例の目的であります環境の保全を計画的に推進するための入り口であり、基本として位置づけられるものと思っております。

また、環境につきましては、生活環境、自然環境、歴史的環境など、様々な分野における保全を目的としておりますので、町全体で対応すべきものでありますが、当課としましては、現在進めております用途地域の見直しを早急に実現できるように、引き続き、努めてまいりたいと思っております。

○議長（古賀ひろ子君） 黒川議員。

○8番（黒川 悟君） 今、答弁いただきました用途地域は、環境保全を計画的に推進するための基本であり、生活環境を守ることとほかならないと思います。今後、用途地域の見直しは、住民と土地利用抑制の対象となる皆様に対し説明を行い、意見を参考にして協議し決定されることと思います。

都市計画における住居系、商業系、また工業系といった土地利用は似たようなものが集まると、それぞれに合った環境が守られ、効率的な活動を行うことができます。しかし、種類の異なる土地利用が混じっていると、互いの生活環境や業務の利便性が悪くなることから、めり張りのある都市計画が大事であります。

用途の混在を防ぐことにより、住環境も整備され、人口の流入も期待でき、企業誘致もしやすい環境ができれば、地元の雇用、住民の住み替え等も期待できると思いますが、町長の見解を求めます。

またさらに、先ほども担当課に見解を伺いましたが、砥石場地区の一連のトラブル、これ、御存じのとおりであります。当然、合法の中で進められた工場建設であります。当初から、業者とのトラブルが続き、不愉快な思いをされた方もおられるのも事実です。

今後、同じようなトラブルがないように、用途地域指定を早急に整備していただきたいと思えます。同時に、その件につきましても、町長の見解をお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 木原町長。

○町長（木原 忠君） 良好な都市環境の形成に向けまして、用途の混在を防ぐことが必要であると。そのために、用途地域等を見直すべきではないかと、このような御提案であろうと理解をいたしております。

確かに、用途地域を指定しますことは、住宅地では住みやすさの向上につながり、また、商業地、工業地では、事業者にとりまして、より効率的な活動が可能になるなど、居住人口の増加でありますとか、あるいは、企業の誘致等による企業の進出にも拍車がかかることが期待でき、まちづくりの観点からも有効な方策ではないかと、このように思っております。

しかしながら、課長も答弁しましたように、法的には、竹を割ったように白黒をはっきり区別をするようにはなっておりません。各種の用途地域の規制では、工業地域に住宅を建てることは可能であり、また住居地域でも、これは規模にもよりますが、店舗の建築も可能でございます。

そのため、用途の混在は、都市計画のルール上、やむを得ないというところもあるわけでございますけれども、できる限り用途が混在しないように、また無指定地域におきます規制の在り方等につきましても何らかの対策を講じる必要があると、このように思っています。

例えば、住宅が既に立ち並んでいる箇所につきましても、住居専用地域に指定をいたしまして、

住居環境を整備したり、工業地域等におきましては、大規模集客施設について立地の規制をするなど、様々な対応が考えられると思います。

このようなアクションを起こすことで、御質問にあります人口流入の促進でありますとか、また、企業誘致の環境づくりにも一定の成果を収めることができるのではないかと、このように考えておりますので、現在、行政の行動指針であります都市計画マスタープランに基づきまして、用途地域等の見直しを逐次進めているところでございます。

見直しに際しましては、これも課長が答弁いたしました、土地所有者の財産活用等に規制をかけると、こういったことにもなりますので、最大限の配慮は必要であろうと、このように思っておりますけれども、今後とも、このようなことを考慮しながらスピード感を持って用途地域の見直しに鋭意取り組んでまいり所存でございます。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 黒川議員。

○8番（黒川 悟君） 答弁ありがとうございます。

先ほど、担当課長にも見解を伺いました例の砥石場のトラブルの件の見解をお願いしたいんですが、もう長いことその件かかわってあると思うので、よろしくお願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 木原町長。

○町長（木原 忠君） 砥石場の住民の方からの苦情といいましょうか、非常に、横にいわゆる工業地、企業のほうの上物が建設途中ということで、造成の段階から、例えば、騒音であるとか、それから、ちょっと位置が住宅のほうで、それから、建設地がちょっと上のほうに段差がちょっとありますもんで、何か非常に圧迫感があるとか、そういった様々な日常の生活を営む上での悩みといいましょうか、相談を私自身も数回受けましたし、役場としても担当課を通じてそういった、いわゆる御要望というか御相談を受けてきたところでございます。

確かに、これがいわゆる無指定地域になっておるので、これは議員のほうからもございましたけれども、いわゆる工事自体は、これは別に違法ではない。進捗上は、これはもう合法的に進められているわけでありましてけれども、ただ住宅といわゆる工業地域が隣接をしておって、しかも、ちょっと高低もあって、そして当然、造成したり建設のそういう高低におきましては、当然やっぱり、例えば運搬車両がたくさん通るとか、あるいは、そういう圧迫感があるとか、非常に何とか違和感、日常の生活、住宅地域とまた違う営みが、そのすぐ隣で行われているということで、そういったことに対する不安といいましょうか、そういうことがあるのも重々承知をいたしております。

これは本当にそういう意味では、もう申し訳ないなといつか、そういう気持ちはございますけれども、これも都市計画上で合法的に進められた中で、そして先ほど、これも課長が答弁しまし

たけども、そういった、いわゆる土地の利活用においては、これ、企業のほうも合法的に進められておると。そしてまた、これ町の判断ということもございましょうけども、住民の方々に快適な、豊かな生活を営む、そういった権利というか、そういう環境を担保していく、守っていく、こういう役目も行政にはございます。

また一方で、やっぱり町の活性化とか、あるいは雇用の創出とか、そういった観点からは、そういう営みをされる企業が町のほうに、極力そういう優良企業には町のほうに進出をしていただいて、そして、うまくそこを両輪として回していくというのが、総合としてのまちづくりの、やっぱり観点というか、目的につながっていくんだろというように思っております。

これは、例えば指定をどのようにエリアを変えていこうにも、必ず、例えば住居と商業、工業、こういった用途の違う土地の利活用については、必ず、はざまというのは発生をしてくと。これは宇美町のみならず、全国津々浦々、こういったことによる、中には訴訟に発展したとか、そういった事案等もございますけれども、こちら辺も、現状において、砥石場の事案は、そういった中で合法的に進められて、後はもう何といたしましうか民民のほうで極力、双方のニーズがかなうように、協議をぜひともしていただきたい。

役場のほうもその間に入りまして、いろんな調整をさせていただきましたけども、企業のほうも、例えば音の問題であれば、防護壁をよりきちっと住居側には設置をしたり、それから、車両等入って、いわゆる会議をするような駐車場ではない事務所、これは一番、住居から離れた側に設置をするなど、業者側としても非常に前向きといたしましうか、住民の方々の御要望を十分踏まえた対策、対応等とっておられるということも承知をしているところでございます。

現状の中においては、そこは何といたしましうか、今後見直しを指定については図ってまいりますけれども、現状においては、何とかそういった形で、そして、今のこのいわゆる状況は、これもまた地元説明会等の結果等も踏まえまして、よりよい形でこれ以上大きなトラブルになることがなく、住民の方々も今以上に快適に生活ができますように、企業のほうにつきましては、目的としてあります企業活動、その範囲の中でそういった活動が滞りなくできるような形で、今後、見直しの過程の中で、そういうことも考慮しながら対応していきたいと、このように考えているところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 黒川議員。

○8番（黒川 悟君） 答弁ありがとうございました。

こういった事案があっているということは、やっぱり把握していただいて、今後の過程というか、こういう流れで、やっぱり、この都市計画というのは、本当に大事なものじゃないかなと認識していただいて、この用途地域の見直しは早急に進めていただきたい、このように思います。

自然と調和した宇美町、活力ある都市づくりを目指すために、今後も宇美町都市計画マスター

プランに基づいて、防災に強く良好な住環境が確保され、住みやすい魅力あるまちづくりの推進を願い、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（古賀ひろ子君） 8番、黒川議員の一般質問を終結します。

本日の日程第1、一般質問を終わります。

---

### 追加日程第一 報告第2号

○議長（古賀ひろ子君） 追加日程第一、報告第2号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。尾上健康福祉課長。

○健康福祉課長（尾上靖子君） 報告第2号 専決処分の報告について、御説明いたします。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年6月4日提出。宇美町長木原忠。

1ページをお願いいたします。

専決第2号、専決処分書。地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。令和3年6月4日。宇美町長木原忠。

和解及び損害賠償の額を定めることについて。

1、和解及び損害賠償の相手方は記載のとおりでございます。

2、事故の概要につきましては、令和3年3月30日午後3時ごろ、健康福祉課職員が宇美町役場正面出口から公用車で県道を左折しようとした際に、福岡県土整備事務所所管のガードパイプを破損させた物損事故でございます。

事故の状況につきましては、2ページを御参照ください。

ガードパイプは公用車の塗料の付着及び傷、反射板の損傷を認めております。これにつきましては、既に修理が完了しております。

公用車につきましては、左後部ドア周辺に傷とへこみを認め、今後、修繕費の補正予算を要求させていただく予定としております。

戻りまして、1ページをお願いいたします。

3、損害賠償の額は3万7,400円でございます。

4、和解の内容。（1）宇美町は相手方に対し、損害賠償の額、金3万7,400円の支払い義務があることを認める。（2）宇美町は損害賠償の額、金3万7,400円を相手方が指定する預金口座に支払う。（3）損害賠償の額のほか、本件に関し、宇美町及び相手方の間には、互

いに何ら債権債務のないことを確認する。でございます。

なお、損害賠償金額につきましては、全額、全国自治協会の保険適用となっております。今後は、このような事故を起こさないよう、町の財産を使用していることを改めて自覚するとともに、安全運転の徹底に努めてまいります。

以上で、専決処分の報告を終わります。

○議長（古賀ひろ子君） 報告が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。12番、白水議員。

○12番（白水英至君） ここは私も前から気にはなっていたとこなんですよね。私も何度か、ひやっとしたときがありました。こういう入口にガードパイプを付けるときには、例えば、ポールを立てるとか、車の中から見えないんですよね、高さは。だから、この付けたほうの県、ここにも少し問題があるんじゃないかなと私は思うんですけど。

今後ですね、これはこれでよしとして、この後ですよ。何かここにポールを立てるとか、何か工夫せんと、今までも何度もこれ、車がこすった跡がありましたよ。今回は、たまたま町の関係者の方やから、正直に届けられたと思いますけど、そのまま、当て逃げというたら失礼ですけど、もうそのままにしてから、行かれた方もおられると思います。前から、この車こすった跡がいっぱいありましたもんね。ですから、これはこれとして、今後、ここに何かポールを立てて見やすくするようにしたらどうかなと思いますけど。

○議長（古賀ひろ子君） 尾上課長。

○健康福祉課長（尾上靖子君） 町の職員については、事故を起こした職員はじめ、当課の職員、非常に訪問指導等で公用車を使うことが多いので、できるだけ表正面出口から出ないように、交通量が少ない裏から出るようにということを、ちょっと徹底したところでありますけれど、来庁者の方とか、確かに、こすった跡がたくさんあるというのは私も見ましたので、事務所のほうに、そのようなことが可能であるかどうか相談をしたいと思います。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

報告第2号 専決処分の報告についてを終結します。

---

### 追加日程第二、発議第5号

○議長（古賀ひろ子君） 追加日程第二、発議第5号 宇美町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

趣旨説明を求めます。11番、飛賀議員。

○11番（飛賀貴夫君） 発議第5号 宇美町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について、上記の議案を別紙のとおり、宇美町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和3年6月4日。宇美町議会議長古賀ひろ子殿。提出者、宇美町議会議員飛賀貴夫、同じく黒川悟、南里正秀、吉原秀信、藤木泰、平野龍彦。

提案理由。令和3年6月宇美町議会定例会において、請願第3号 宇美町議会議員の定数削減に関する請願書が採択されたことを受け、議員定数を定める必要がある。これがこの条例案を提出する理由であります。

1 ページが条例改正文、2 ページが新旧対照表となっています。

2 ページの新旧対照表を御覧ください。

宇美町議会の議員の定数を14から12に定めるものです。

以上で説明を終わりますが、御賛同いただきますようお願いしまして、趣旨説明を終わります。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

飛賀議員、自席に戻ってください。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。5番、入江議員。

○5番（入江政行君） 議員定数を定める条例案に反対の立場から討論いたします。

町議会として大事なことは、いかに適正に町民の意思や要求を町政に反映することだと思います。町民の価値観や要求が多用化している現在、女性や高齢者などの社会的弱者の要求を町政に反映させるためには、一定数の議員が必要であると考えます。

定数を削減すれば、現職議員の強みが増し、考えや主張は一方に偏る可能性が出てきます。改正の必要性や正当性を根拠づける理論的根拠と数字の根拠が不明確で、効果よりも悪影響が大きく、議会機能の低下を招き、町民が町の政策形成過程に参加する機会を減らすことであります。

議員の能力を高める、少数精鋭との意見があるが、議員としての資質や能力があるから当選するのではなく、票が多いから当選するのであり、当選した人が必ずしも能力や力量があるわけではありません。議員がどう活動し働くかは別問題であると考えます。以上のことを鑑みて、議会制民主主義の根幹を損なうようなことになりかねないと私は考えております。

以上のことをもちまして、この条例案の提出に反対したいと思っております。

以上、反対討論といたします。

○議長（古賀ひろ子君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。これで、討論を終わります。

これから、発議第5号 宇美町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立多数であります。したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第2. 閉会中の所管事務調査について

○議長（古賀ひろ子君） 日程第2、閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

会議規則第75条により、各常任委員会から所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査をすることの申し出がっております。

お諮りします。各常任委員会から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。

各常任委員会から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

○議長（古賀ひろ子君） 以上をもちまして、本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

これをもちまして、本6月定例会を閉会することにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。

したがって、令和3年6月宇美町議会定例会を閉会いたします。

○議会事務局長（安川茂伸君） 起立願います。礼。お疲れさまでした。

10時45分閉会

---

本会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年 9月17日

議 長 古 賀 ひろ子

副 議 長 南 里 正 秀

署名議員 藤 木 泰

署名議員 安 川 繁 典